

規制の事前評価書

法令案の名称： 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称： 民間備蓄の創設

規制の区分： 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局： 農林水産省 農産局 農産政策部 企画課

評価実施時期： 令和7年12月～令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、大規模な米穀の出荷又は販売を行う事業者に対する一定量の米穀の在庫の常時保有の義務付け等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 今般の政府備蓄の売渡しでは会計法令に基づく手続に時間を要したことに加え、政府は商流・販路を持たないため迅速な売渡先の選定ができず、売渡しに時間を要した。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 政府備蓄の機動性を補完するため、以下の措置を講ずる。
 - 一定規模以上の民間事業者（以下「民間備蓄事業者」という。）に対して、省令で定める算定方法に基づきその年の基準保有量を農林水産大臣に届け出なければならないこととし、当該基準保有量以上の在庫保有を義務付けることとする。農林水産大臣は、正当な理由なく民間備蓄事業者の在庫量が基準保有量に達していない場合には、基準保有量の在庫を保有すべきことを勧告・命令することができることとする。
 - 農林水産大臣は、米穀の供給が不足する等の場合には、基準保有量を減少することができることとし、基準保有量を減少する等の場合には、民間備蓄事業者に対して
 - 市場への米穀の売渡しの要請を行い、
 - 要請によっても不足解消が見込めない場合には、売渡しをすべき期限及び数量又は売渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、売り渡すべき旨の勧告並びに正当な理由なく勧告に従わない場合にはその旨の公表を行うとともに、
 - さらに、(2)の公表後において、正当な理由なく勧告に従わない場合には、勧告に係る措置をとるべき旨の命令及び命令をした旨の公表の措置を講ずることができることとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 一定規模以上の民間事業者に対して在庫保有を義務付ける方式ではなく、年間の販売量や米穀の管理方法等の一定の基準をあらかじめ明示し、民間事業者の申請により当該基準を満たす者を民間備蓄事業者として登録等する仕組みを検討したが、申請を忌避したり、意図的に基準を潜脱し、対象となることを免れたりしようとする事業者が現れ、結果的に民間備蓄事業者及び民間備蓄として想定する在庫量の双方が確保されないおそれがある。このため、一定規模以上の民間事業者に対して在庫保有を義務付ける方式が妥当と考えている。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 現行では、備蓄の全量を政府が保有しているところ、民間事業者に在庫保有を求めるのではなく、政府備蓄の運用改善により売渡しに要する時間を短縮する方策も検討した。しかし、民間事業者から、政府との間で入札・契約手続が生じること、また、国から売渡しを受けた後にその商品の品質や量を確認した上で、それに応じた取引先の探索・契約等の手続が生じること機動性に欠けるとの意見があったことから、政府備蓄の機動性を補完するには、民間事業者の在庫を活用することが妥当と考えている。
- ・ また、民間備蓄の基準保有量の減少及びその後の市場への売渡しに当たって、規制手段である命令を措置せず、一般的な行政指導や要請及び勧告により売渡しを慫慂することに留める方策も検討した。しかし、義務の履行を担保するための罰則等の措置が講じられない方策によるのみでは、減少した基準保有量に相当する数量の米穀の売渡しを民間備蓄事業者が行わなかった場合、消費者が必要とするだけの米穀の流通が確保されないこととなり、我が国の食料安全保障の確保に大きな支障を来すため、規制手段である命令により売渡しの実施を担保することが妥当と考えている。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 今回の政府備蓄の売渡しに当たり、政府から小売事業者までには、入札による売渡しでは27～72日、随意契約による売渡しでは22日～48日を要した。一方で、民間事業者からのヒアリングによれば、民間事業者が保有する米穀であれば、小売事業者までの売渡しは4～20日で可能という意見があった。これを踏まえれば、供給不足時の初動対応として民間在庫を活用することで、消費者により迅速に米穀を供給することができることとなると考えている。具体的な効果については、実際に民間備蓄の売渡しが行われた際に、売渡し日数等を把握していく。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 過去の政府備蓄の運用結果から試算した場合、仮に民間事業者が20万トンを保有し保管することとすると、保管経費として16億円を要するとする試算がある。保管経費に加えて、新米・古米の価格格差や、販売経費等が掛かることとなる。なお、民間備蓄事業者による保有義務の履行が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずる考えである。具体的な費用については、財政上の措置等を講ず

る際に保管経費等を把握していく。

- ・ また、基準保有量の届出は、民間備蓄事業者（10 者程度を想定）が年に一度、メールで行うことを見込む。
- ・ なお、米穀の売渡しの要請、勧告及び命令においては、これらに係る民間事業者が通常取引を行っている地域又は取引相手を対象に売渡しを求めることを想定しており、通常の商取引を行う場合と比べ、その輸送や販売に当たって掛かり増し経費が発生することは見込まれず、かつ、売渡しに係る米穀の価格については国として特段指定しないことを想定していることから、遵守費用は発生しないと考えている。また、売渡しの要請、勧告及び命令の対象とする米穀は、民間備蓄事業者に追加での在庫保有を求める数量の範囲内とし、当該者が通常の経済活動の中で保有する米穀についてはその対象としないことも想定している。

<行政費用>

- ・ 民間備蓄事業者からの基準保有量の届出受付事務が年間 10 件程度見込まれるほか、基準保有量の引下げに係る事務等が発生する見込みである。基準保有量の引下げに係る事務等の件数は、各民間備蓄事業者の在庫保有状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難であるため、事後評価までに把握していく。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 国の役割が後退しないことを前提に機動的に供給確保を図るものとして位置付け、民間事業者が不利益にならない運用方法とする必要があるという意見や、必要な支援があるべきという意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 食料・農業・農村政策審議会 食糧部会 令和 7 年 10 月 31 日、12 月 24 日 ※部会委員に利害関係者を含む。
- ・ 備蓄に関する意見交換会 令和 7 年 11 月 18 日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 食料・農業・農村政策審議会 食糧部会
農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/index.html>) において公表済。
- ・ 備蓄に関する意見交換会
農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/bichikumai-ikenkoukan/bitiku.html>) において公表済。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 附則の検討条項を踏まえ事後評価を実施予定。